

次世代型行政サービスの早期実現に向けて (参考資料)

令和元年5月31日

竹森 俊平

中西 宏明

新浪 剛史

柳川 範之

国主導の情報システム等の標準化、自治体におけるデジタル・ガバメントの実現

- IT予算の一元的管理を契機に、内閣官房が中心となってITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、財源を含めた国の主導的な支援の下で集約・標準化・共同化する情報システム等の重点分野について、制度所管省、総務省、自治体と協力し、本年末までに具体化すべき。
- 自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向けた計画は自治体での次世代型行政サービス実現のカギとなる。総務省は策定に向けた道筋を本年末までに具体化すべき。

図表1 国のIT予算の一元的管理

課題	
予算	各省縦割りで要求、共用・集約、重複投資の回避が困難。
調達	スケールメリットが得られず、統一的なセキュリティの確保、システム等の標準化も進まず。
人材	知見やノウハウの蓄積が進まず、横展開を継続的に実施できる体制がない。



対応の方向性

内閣官房（政府CIOを中心とするIT室）において、政府における情報システム調達に係る予算の要求から執行までを一元的に管理。

（制度、財源、人材の各面から各府省の協力を得て、十分な検討の上、実現）

図表2 自治体におけるデジタル・ガバメント実現に向けた計画について
～下記のような課題に対応するものとすべき～

課題	国において求められる対応についての指摘
導入すべき分野が分からない	<ul style="list-style-type: none"> ・先進自治体の例についての積極的な公開 ・活用可能な分野、導入コスト、ランニングコストの一覧の提示
導入費用の確保が困難	<ul style="list-style-type: none"> ・財政支援 ・システム開発を国で実施し、パッケージとして自治体に提供（特に法定受託事務） ・共同導入方策の検討と促進
AI人材、橋渡し人材がない	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域情報化アドバイザー」の活用 ・自治大学等における橋渡し人材育成
新規業務改革に対する庁内での抵抗	<ul style="list-style-type: none"> ・首長に対する啓発促進 ・各県の市長会、町村会を中核とした共同導入支援
個人情報保護への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・国としての対応方針の提示

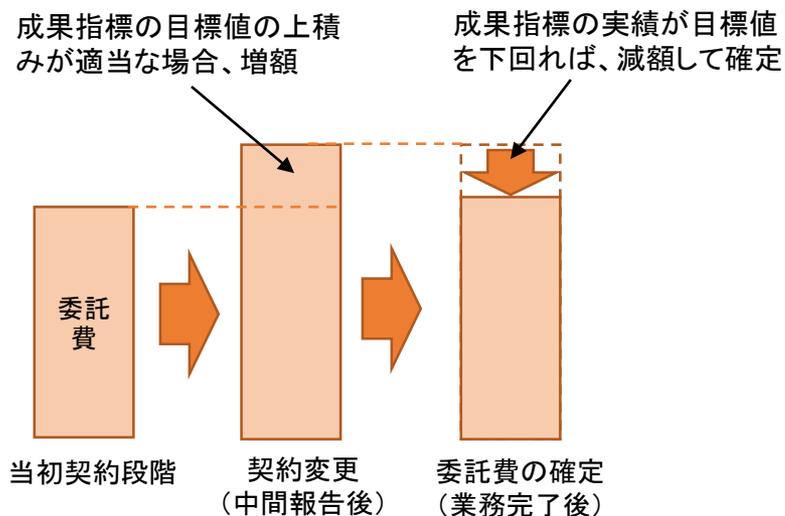
（備考）経済財政諮問会議（2019年2月26日）平井臨時議員提出資料により作成。

（備考）総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」第5回（2019年1月9日）稲継早稲田大学教授資料により作成。

自助・共助・公助の役割分担の見直し①

- これまでの自助・共助・公助の役割分担に捉われることなく、新たな仕組み、新たな連携を通じて経済的・社会的課題をより効率的、効果的に解決していくことが重要であり、以下の取組を着実に推進すべき。
 - － 成果連動型インセンティブをはじめとする民間資金・ノウハウを引き出す公契約・普及方策の検討
 - － 既存の公的資産の多様な利活用に向けた規制改革

図表3 成果連動型の契約に向けた在り方
～民間事業者の成果を反映するためには契約変更が必要～



図表4 インフラにおける民間資金の活用例
～都市公園、高速道路、港湾施設で進展～

仕組み	例
<ul style="list-style-type: none"> ● 公募設置管理制度 (Park-PFI) (2017年6月～) <p>都市公園内の飲食店等の事業者が収益を園路、広場等の公園施設整備に還元する代わりに、設置管理許可期間や建ぺい率等の特例が認められる制度</p>	<p>名古屋市久屋大通公園など17件の事業者決定済</p> <p>(2018年度末時点)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 民間施設直結スマートインターチェンジ (2017年7月～) <p>高速道路と民間施設を直結するインターチェンジを民間企業の負担により整備</p>	<p>三重県多気町、兵庫県淡路市</p> <p>(2018年度末時点)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 官民連携による国際クルーズ拠点の形成 (2017年7月～) <p>港湾管理者がクルーズ船社に岸壁の優先的な使用を認める代わりに、船社が旅客施設を整備し、他社の使用も認める制度</p>	<p>横浜港(横浜市)、佐世保港(佐世保市)、本部港(沖縄県)など6港湾</p> <p>(2017年1月時点)</p>

(備考) 経済財政諮問会議(2019年4月19日)有識者議員提出資料を再掲。

(備考) 国土交通省資料、財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会(2019年5月16日)資料により作成。

自助・共助・公助の役割分担の見直し②

- これまでの自助・共助・公助の役割分担に捉われることなく、新たな仕組み、新たな連携を通じて経済的・社会的課題をより効率的、効果的に解決していくことが重要であり、以下の取組を着実に推進すべき。
 - － 官・公益・民間の間の自由な人材交流に向けた阻害要因の除去
 - － 既存市場や公共サービス分野への多様な参加者の参入促進
 - － 休眠預金等や所有者不明土地など未活用資産の利活用

図表5 官民の人材交流
～制度上は可能だが、活用が進んでいない～

制度		制度上の制約等
出向	「官民人事交流法」に基づく交流派遣 (給与は派遣先企業が支給)	給与負担が可能な大企業が公務員の派遣先の中心となっているが、高い給与の民間人材は国に採用されにくい。一方で、国からNPO法人への派遣実績はゼロ。
	研究休職 (国は、休職先機関から支給される給与以下の給与の支給が可能)	休職先機関は、研究事業等を恒常的に行う大学や研究所に限定されている。
兼業	勤務時間と重ならないことなどを条件に、兼業は可能となっている。 (内閣官房は2019年3月、「国家公務員の兼業について」を公表)	原則として、週8時間以下、月30時間以下、平日3時間以下。

(備考)内閣府官民人材交流センター・人事院・内閣人事局資料等により作成。

図表6 所有者不明土地に関する施策と今後の取組

財産管理制度の申立権を市町村長等へ付与	2018年11月施行
登記官が相続人に対して必要な登記手続を勧告する制度の創設	2018年11月施行
所有者不明農地の農地中間管理機構への貸付けや所有者不明林地の市町村への経営管理権の設定	2018年11月施行 (林地は2019年4月施行)
公共的目的の利用を一定期間可能とする制度の創設	2019年6月施行
表題部所有者が「A外〇名」などと記録されている変則型登記の解消	今国会で法案成立
登記簿と戸籍等の連携に向けた法整備	今国会で法案成立
土地所有者、近隣住民、地方公共団体等の責務と役割分担の明確化等のための措置	2020年に法案提出を予定
所有者不明の場合でも地籍調査が進むような手続きの見直し等のための措置	2020年に法案提出を予定
所有者不明土地問題の解決に向けた民法、不動産登記法の見直し(相続登記の義務化等)	2020年に法案提出を予定

(備考)所有者不明土地等対策のための関係閣僚会議資料等により作成。